

⑦新型コロナの患者に対して在宅医療を行うクリニック等が赤字になっているという実態を調査し、赤字を補填するための補助金を支出することについての見解を回答して下さい。(前回質問②④)

(回答)

自宅療養者の健康管理については、都道府県からの委託による場合、新型コロナ緊急包括支援交付金を活用した委託料(協力金等)の支払いを受けることが可能です。これを含め、これまでに医療機関支援として総額 4.6 兆円の予算を措置し、様々な支援を実施しています。また、診療報酬においては、自宅・宿泊療養中の新型コロナ患者に対して往診等を実施した場合、救急医療管理加算(950点)を算定できる等の臨時的な対応を講じています。これらの支援を受けても結果としてなお損失が生じた医療機関がある場合は、どのような対応ができるか、引き続き検討してまいります。